西都市ホームページバナー広告掲載取扱要領

　（目的）

第1条　この要領は西都市（以下「市」という。）が管理するホームページへのバナー広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第2条　この要領において、「バナー広告」とは、ホームページ内に表示する広告で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

　（広告の種類及び範囲）

第3条　市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とし、市の広報媒体としての品位、公共性、及び公益性を妨げないものであって、その範囲は次の各号いずれにも該当しないものとする。

　（１）法令、条例、規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

　（２）公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

　（３）政治的活動及び宗教活動に関するもの

　（４）社会問題、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

　（５）青少年の保護又は消費者保護の観点から適切ではないもの

　（６）売名行為及びこれに類するもの

　（７）暴力団その他反社会的団体が関与するもの

　（８）その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

　（広告原稿の規格等）

第4条　広告の掲載数は５枠とし、掲載位置は市が指定した位置とする。

２　広告１枠の大きさは、縦50ピクセル、横150ピクセルとする。

３　バナー広告のデータ容量は、４キロバイト以内とする。

４　広告のデータ形式は、GIF形式（アニメーションGIF形式を除く。）JPEG形式とする。

５　広告は静止画像とし、適切な情報を補足するためのALT属性を付けるものとする。

６　広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

　（広告掲載の募集及び応募資格）

第5条　広告掲載の募集は公募とし、市ホームページ及び市広報紙等を通じて希望者を募るものとする。

２　募集枠数の状況に応じて随時募集を行い、枠数が埋まった時点で終えるものとする。なお、既に掲載中のものが継続を希望する場合にはこれを優先する。

３　応募資格は、事業を営む法人若しくは個人であってウェブサイトを有し、市税等を滞納していないもので、且つ市内に主たる事業所を有するもの（西都市の誘致企業を含む）。

　（広告掲載料）

第6条　広告掲載料は、１枠あたり月額5,000円とし、掲載決定後１カ月以内に一括納入するものとする。

　（広告の掲載期間）

第7条　広告を掲載する期間は月単位（１日から末日まで）とする。開始月は掲載決定の翌月からとし、終了月は当該年度の９月または３月とする。広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、申し込み時に希望する終了月を指定すること。

　（広告の申し込み）

第8条　申込者は、西都市ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類等を添えて市長に申し込まなければならない。

　（１）同意書（別記様式第2号）

　（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

　（広告掲載の決定）

第9条　市長は、前条の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき、広告の掲載の可否を決定するものとする。

２　市長は、広告の可否を決定したときは、西都市ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書（別記様式第３号）により申込者へ通知するものとする。

　（広告掲載料の納付）

第10条　広告主は、市長の指定する期日までに第6条第1項に規定する広告掲載料を納入すること。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

　（広告内容等の変更）

第11条　市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ページの内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を指示することができる。

２　広告主は、広告掲載の申し込み後及び広告掲載中にリンク先ページの内容等を変更する場合は、市と事前に協議しなければならない。

　（広告掲載の取り消し）

第12条　市長は次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

　（１）市長が指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

　（２）市長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

　（３）広告内容が第3条各号に該当することが判明したとき

　（４）その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

２　前項の規定により、掲載決定を取り消したときは、西都市ホームページバナー広告掲載決定取消通知書（別記様式第４号）により、当該広告主に通知するものとする。

　（広告掲載料の還付）

第13条　広告掲載が決定した後、専ら市の責めに帰する事由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を広告主に還付するものとする。

２　前項の還付する額は、掲載できなくなった月以降の納付済み月額の総額とする。

３　掲載後、広告主の責めに帰するべき事由により、広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料は還付しない。

　（免責事項）

第14条　広告主は次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合にあっては、広告掲載の停止による広告掲載料の返還、損害の補償等を市に請求しないこととする。

　（１）市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、改良等による停止

　（２）火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他市のコンピュータへの不正アクセス等の起因による通信回線等の事故、損害等による停止

２　市は広告ができなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

　（補則）

第15条　この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

　　附　則

　この要領は平成２７年３月３０日から施行する。